

教育用電子カルテシステムの共同利用に関する規約

施行；平成 24 年 4 月 1 日

改正：平成 24 年 3 月 16 日

改正：平成 25 年 2 月 27 日

(趣旨)

国際医療福祉大学が運用・管理している教育用電子カルテシステムを必要とする多くの施設で活用するために、必要な規約を定める。

(利用の範囲)

教育用電子カルテシステムは、教育機関において医療専門職教育のために利用する。ただし、その利用を妨げない限度において、研究、社会的貢献のために利用することができる。

(利用対象)

国際医療福祉大学が運用・管理する、教育用電子カルテ（e-カルテ）、web カルテ、教材データベース、共通アンケート（WEB アンケートシステム）、電子カルテ利用スケジュール管理サイボーズ、ホームページを利用対象とする。ここでは、これらを総称して教育用電子カルテシステムと呼ぶ。

(運用・管理体制)

教育用電子カルテシステムの管理・運営は国際医療福祉大学・情報教育室が中心になって行う。教育用電子カルテシステムの利用を円滑に行うために教育用電子カルテ共同利用協議会を設置する。

教材データベースおよび模擬診療記録の修正・改良・新規作成、または研究対象とする教員、研究者等から構成する模擬診療記録研究会を設置し、その規約を別途定める。

電子カルテを用いた教育を行うために必要な標準的なカリキュラム作成や授業の成果評価法について研究を行う者等から構成する電子カルテ授業研究会を設置し、その規約を別途定める。

(教育用電子カルテ共同利用協議会)

教育用電子カルテシステムを教育に利用するには、利用者の所属する施設または団体が、教育用電子カルテ共同利用協議会に所属しなくてはならない。協議会に参加する施設は、国際医療福祉大学と別途定める協定書を交わす。

(利用者の資格)

利用者の所属する施設または団体が、教育用電子カルテ共同利用協議会に所属し年会費等必要な費用を支払っていること。

(利用者の義務)

教育用電子カルテシステムを利用して得られた成果を学会や論文等で公表する場合には、“大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム「コメディカル養成のための教育用電子カルテシステムおよびデータベースの構築と実践」(平成 21 年度)で開発された教育用電子カルテシステム”を使用したことを明記すること。

(利用条件)

利用者はできるだけ早く利用予定日時をサイボーズに登録し、ほかの利用者と重複する場合には、当事者間で調整すること。特に 1 施設で多数回を占めるときには、使用回数の少ない施設を優先する。

同時使用は最大 50 名までとする。

教材データベースの診療記録を用いた場合には、その内容を利用状況に登録すること。

(利用の変更)

利用予定を変更する場合には、できるだけ速やかにサイボーズの登録を変更すること。

(経費の負担)

教育用電子カルテシステム保守および運用にかかる費用は、参加する教育等機関が負担することとし、年会費として徴収する。

新規加入時には、ライセンス費用を支払う。

(利用の中止)

利用者がこの規約またはこの規約にもとづく定めに違反した場合、その他共同利用に重大な支障を生ぜしめた場合には利用を停止することができる。